平成２７年（フ）第８５号
和歌山県紀の川市中井阪222番地19
債務者　山本　裕二
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３６６号
愛知県清須市桃栄３丁目193番地　青林荘102
債務者　下條　剛史
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９１号
山口県周南市大字久米931番地の99　県営住宅４－502号
債務者　浅田カツ子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第８８７号
千葉市稲毛区天台５丁目25番13号　グリーンハイツ天台103号、開始決定時の住所千葉市稲毛区作草部町1273番地の５　ハイマート千葉505号
破産者　山本　照男
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０５９号
千葉県市原市村上215番地13
破産者　青柳　　彰
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２号
福岡県大川市大字鐘ケ江７番地の１
破産者　株式会社セイリキ
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第６８３６号
東京都豊島区東池袋１丁目44－２－701
破産者　末永　正幸
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４８７号
東京都杉並区高円寺北３丁目21－７
破産者　高橋　一彦
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１３６号
東京都台東区三ノ輪１丁目１－11－306　プレール・ドゥーク東京ＥＡＳＴＶ
破産者　小部　貴弘
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１８３号
埼玉県新座市東北１丁目６－14－202
破産者　柳澤　俊一
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７１２号
東京都品川区大井５丁目28－18
破産者　黒澤　多可
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７１４号
東京都品川区西大井２丁目22－７
破産者　黒澤　　充
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３８１号
東京都足立区小台１丁目12番12号、商業登記簿上の本店所在地東京都荒川区西尾久１丁目３番１号
破産者　有限会社トミタ建設
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３８２号
東京都足立区小台１丁目12－12　トミタ建設内
破産者　浦山　昭治
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７０６号
千葉県八千代市米本2268－２
破産者　繁原　晶里
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３３８号
東京都調布市佐須町４丁目３番10　竹内コーポ102号室
破産者　株式会社真巧建設
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３６７号
東京都大田区本羽田３丁目13－15　コーピアス本羽田Ⅲ203
破産者　倉橋　孝治
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６５０号
東京都江戸川区西葛西１丁目15番５－103号
破産者　有限会社マツオカ商事
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６５１号
東京都江東区東砂２丁目13－９－408
破産者　松岡　光雄
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６８８号
東京都府中市白糸台６丁目21－20　レジデンス田中２号棟１
破産者　梶井　直器
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部